

仕 様 書			
品 名	カタログ品共通仕様書	仕様書番号	
		作成年月日	令和4年 1月21日
		変更年月日	
		防衛研究所企画部総務課会計室	

1 総則

(1) 一般事項

この仕様書は、防衛省防衛研究所で使用するカタログ品の調達について規定する。カタログ品の仕様は、簡条2(2)に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

(2) 用語の意義

本仕様書にある「支出負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官及び契約担当官並びにその補助者のことをいう。

2 製品に関する要求

(1) 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

(2) 特別な要求

特に必要な場合は調達品目表の備考欄に記載する。

3 出荷条件

製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。

4 検査

検査は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官等が行うものとする。

5 グリーン購入法の遵守について

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6 配送車両について

(1) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、または使用させること。

(2) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

7 その他

(1) 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとする。

(2) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償すること。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。

調 達 品 目 表

No.	品 名	規格	数量・単位	単価	金額	備考
1	両脇机	LION ED-M147D-DD-HH 743-49 イトーキ CZR-147BAS-9W9 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	2 台			
2	大回転椅子	コクヨ AXB-R4D PLUS GA-KD-K63SL 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	2 脚			
3	書棚	コクヨ BWU-K44SSAW-K イトーキ AHTM-104LS-W9 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1 台			
4	更衣箱（木製）	コクヨ MG-N65LKW09NN オカムラ DX06AZ-MBV3 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1 台			
5	パーテーション	LION PC-1207	2 個			<p style="text-align: center;">製品指定</p> パネルカラー： ライトブルー フレームカ ラー：ダークグ レー 設置等は要領指 定書のとおり
6	パーテーション(エンドカ)	LION PT-12EC	1 個			
7	パーテーション(直線ポー)	LION PT-12SP	1 個			
8	パーテーション(3WAYポー)	LION PT-123P	1 個			
	以下余白					
	計					
	消費税及び地方消費税					
	合 計					

要 領 指 定 書			
件名	パーティションの移設及び設置	作成	総務課会計室

1 適用範囲

この要領指定書は、防衛省防衛研究所におけるパーティションの移設及び設置（以下、「設置等」という。）について規定する。

2 調達物品

調達物品は表のとおり

表-調達物品

番号	品 名	品 番	数量	備考
I	パーティション	PC-1207	2	パネル：両面クロス 張り、ライトブルー 系色 フレーム色：ダーク グレー
2	パーティション(エンドカバー)	PT-12EC	1	
3	パーティション(直線ポール)	PT-12SP	1	
4	パーティション(3WAYポール)	PT-123P	1	

3 設置等に関する要求

(1) 設置場所

防衛研究所（東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1）
F1棟3階会計室事務室

(2) 設置等作業

付図のとおりパーティションを現況図から官側が指定する場所に移設し、調達物品を設置する。

4 履行期限

令和4年3月25日（金）

5 検査

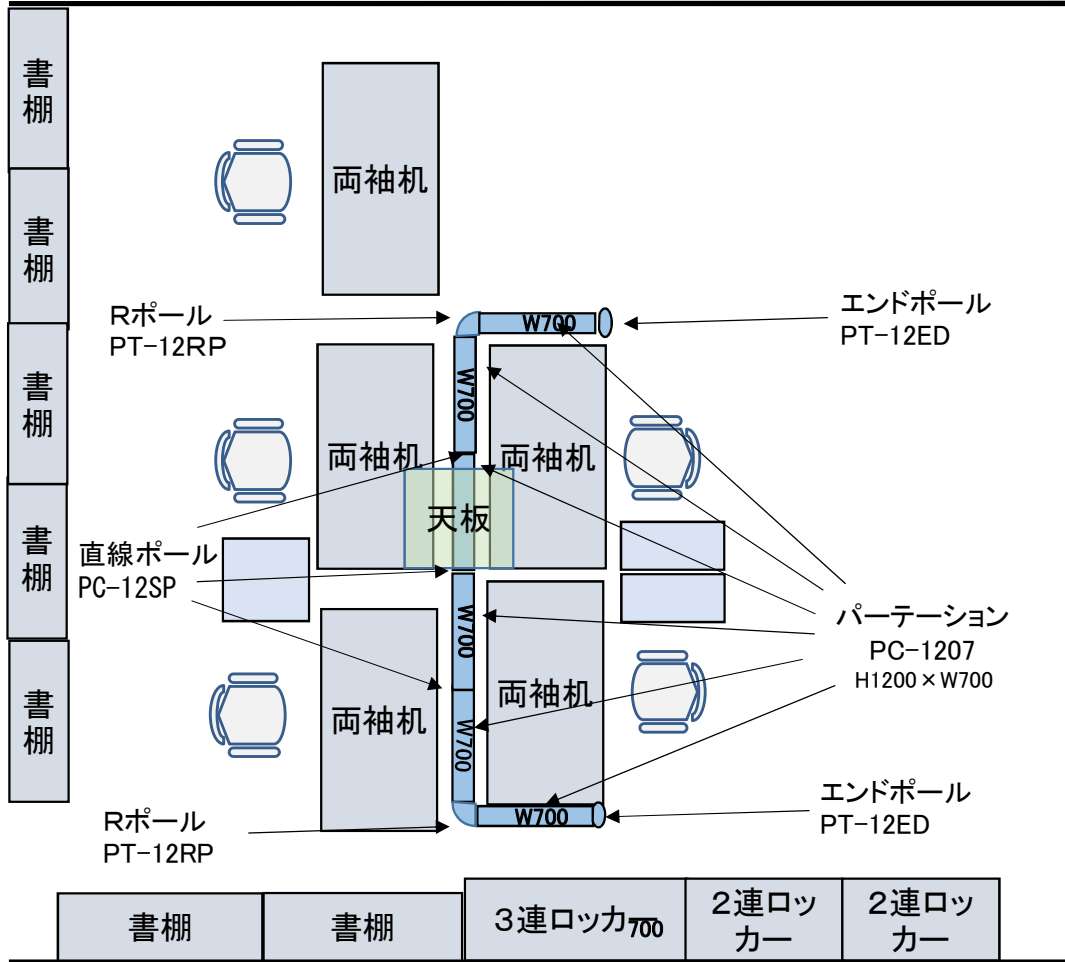
目視検査とする。

6 その他の指示

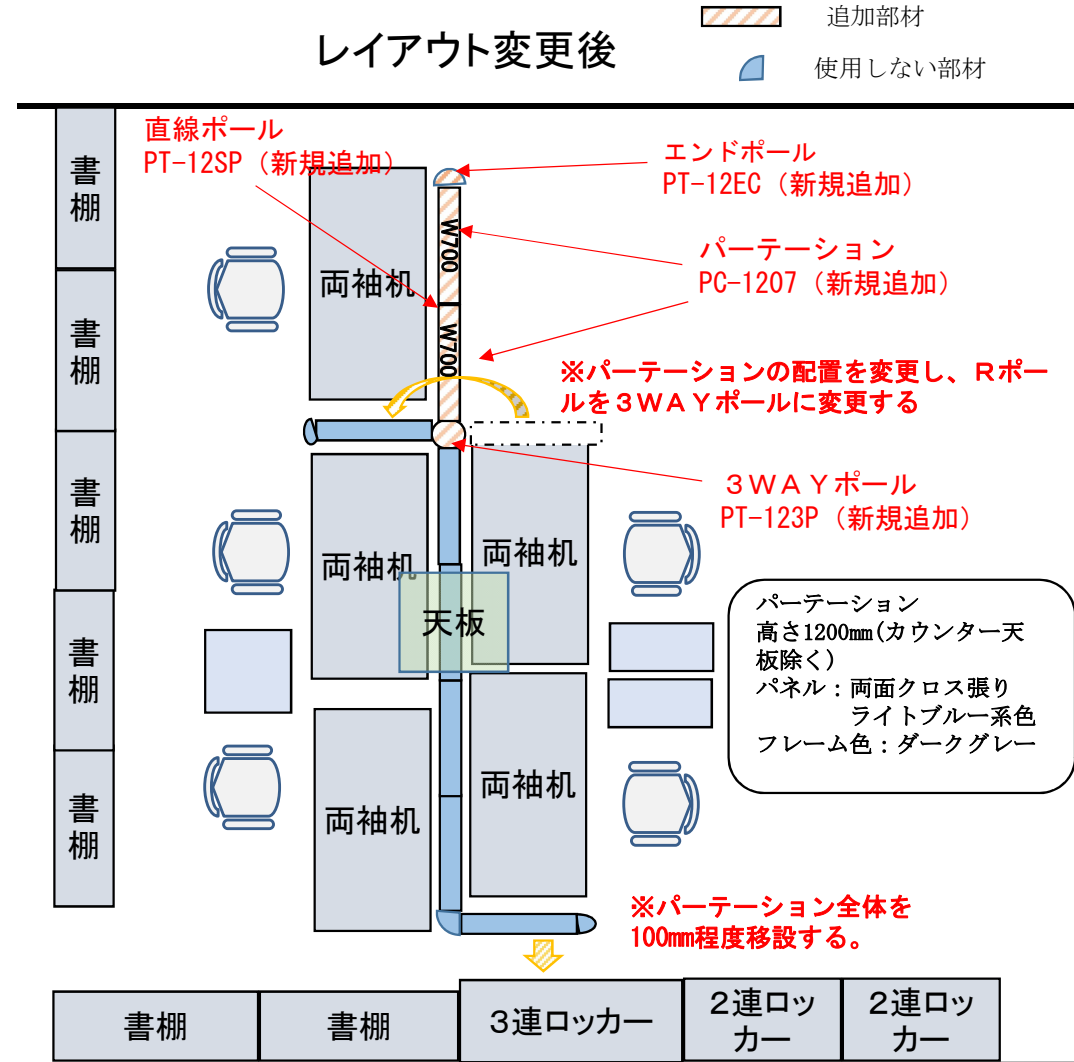
- (1) 設置等には水平調整を含むものとする。
- (2) 設置等の後、転倒防止措置を行うこととする。
- (3) 設置等に必要な機材等は契約相手方が準備するものとする。
- (4) 契約相手方は設置等にあたり、必要に応じて養生を行うものとする。
- (5) 発生材は契約相手方の責において処分するものとする。

付図—レイアウト変更図

現状図



レイアウト変更後



※机の移設は行わない